

一般社団法人九州通訳・翻訳者・ガイド協会 定款

平成30年 3月26日作成

平成30年 3月30日公証人認証

平成30年 4月 1日会社成立

# 一般社団法人九州通訳・翻訳者・ガイド協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州通訳・翻訳者・ガイド協会と称する。

英語表示は、Kyushu Association of Interpreters, Translators and Guide-Interpreters 又は K-iTGと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、会員相互の互助・共助及び連絡協調と通訳案内士・通訳者・翻訳者等の業務向上改善を図るとともに、会員の品位と地位の向上につとめ、もって地域の国際観光事業の発達に貢献し、併せて国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共助の為の保険加入等の福利厚生に関する事業
- (2) 外国語の翻訳・通訳及び観光ガイド並びにそれらのサービスの紹介事業
- (3) 観光庁認定機関としての研修事業
- (4) 研修、就業案内、通訳案内業の普及
- (5) 外国人の日本文化体験・交流事業
- (6) 日本文化の研修
- (7) 外国語の翻訳・通訳業務の普及
- (8) 各種催事の企画・開催・会場設営及び運営
- (9) 広告物・印刷物の企画、デザイン及び制作
- (10) 講演会・研修会・セミナーの開催等の教育・研修事業
- (11) 旅程管理主任者資格取得の為の研修
- (12) 外国語教室、パソコン教室及びカルチャー教室の企画・運営・管理
- (13) 各種WEBサイトの構築・制作・管理
- (14) 観光に関する調査・研究
- (15) 旅行業法に基づく旅行業
- (16) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (17) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (18) 前各号に掲げる事業の法人会員への委託事業
- (19) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、すべての正会員及び準会員のうちの個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 準会員 当法人が行うセミナー及び講習会に参加するために入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員及び準会員のうちの個人会員（以下「社員」という。）をもって構成する。

### (開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

### (招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より1週間前までに社員に対して発する。

### (権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

### (議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### (決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

- 第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事3名以上20名以内

監事1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち最大2名を副会長、最大2名を専務理事、最大2名を常務理事とすることができる。
- 4 割り振り等についての詳細は別紙1を参照するものとする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 業務執行理事とは下記の通りとする。会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
  - 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
  - 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し、事業の報告を求めることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総

会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人と基金の拠出者が別途合意する期日まで返還しない。

3 基金の返還は、基金の拠出者に返還すべき基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

4 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

5 基金の返還に係る債権には、利息を付さない。

## 第8章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 水谷みずほ

設立時理事 古賀誠一

設立時理事 花野博昭

設立時理事 市原美智子

設立時理事 柴田薫  
設立時理事 小川美由紀  
設立時理事 古川純子  
設立時代表理事 水谷みずほ  
設立時監事 岡田美和子

(設立時社員)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

福岡県福岡市南区 [REDACTED]  
設立時社員 水谷みずほ

福岡県糟屋郡 [REDACTED]  
設立時社員 古賀誠一

福岡県福岡市南区 [REDACTED]  
設立時社員 花野博昭

福岡県筑紫野市 [REDACTED]  
設立時社員 市原美智子

福岡県筑紫野市 [REDACTED]  
設立時社員 柴田 薫

長崎県西彼杵郡長与町 [REDACTED]  
設立時社員 小川美由紀

福岡県大野城市 [REDACTED]  
設立時社員 古川純子

福岡県福岡市早良区 [REDACTED]  
設立時社員 岡田美和子

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人九州通訳・翻訳者・ガイド協会を設立するため、設立時社員水谷みずほ、古賀誠一、花野博昭、市原美智子、柴田 薫、小川美由紀、古川純子、岡田美和子の定款作成代理人である行政書士前田正男は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成30年3月26日

設立時社員 水谷みずほ

設立時社員 古賀誠一

設立時社員 花野博昭

設立時社員 市原美智子

設立時社員 柴田 薫

設立時社員 小川美由紀

設立時社員 古川純子

設立時社員 岡田美和子

行政書士法第1条の3に基づき、代理人として電子署名をする。

上記設立時社員水谷みずほ、古賀誠一、花野博昭、市原美智子、柴田 薫、小川美由紀、古川純子、岡田美和子の定款作成代理人

福岡県朝倉郡筑前町篠隈296番地8

行政書士 前田正男

登録番号 第11401082号

maeda-office@cv-net.jp



#### 附 則

1. この定款は、令和2年6月30日から施行する。
2. この定款は、令和4年6月25日から施行する。
3. この定款は、令和6年6月8日から施行する。

## 一般社団法人九州通訳・翻訳者・ガイド協会役員規定

役職名	全国通訳案内士	地域通訳案内士	有識者	その他
代表理事（会長）	○			
副会長	○			
副会長	○	○		
専務理事	○	○		
専務理事	○	○	○	
常務理事	○	○		
常務理事	○	○	○	
理事	○	○	○	○

※有識者とは、観光関係に精通し、尚且つ協会運営のエキスパートであること

※その他とは、観光関係に精通し、理事会が認めた者

※理事の定数は定款にある20名を限度とするが、通常期は12名を超えないこととする

※理事の構成比率は通訳案内士60%、有識者・その他40%を基準とし、理事会に於いて変更することができる

2024年4月1日改定